

会計年度任用職員でも安心して子どもを産み育てられる職場環境の整備を求める決議

高浜町では少子化の進行が深刻な地域課題となる中、すべての働く人々が安心して子どもを産み育てられる環境を整備することは、行政機関としての責務である。しかし、現状では、会計年度任用職員に対する産休・育休制度の運用が不十分であり、雇用の継続や待遇の面で正規職員と格差が存在している。これにより、会計年度任用職員が妊娠・出産・育児により退職を余儀なくされる事態もあり、安心して子どもを持つことができるとは言えない状況にある。

本決議は、会計年度任用職員が安心して子どもを産み育てながら働ける職場環境の整備を強く求めるものである。

1. 会計年度任用職員に対する産休・育休制度の明確化

(1) 産前産後休業および育児休業の取得を法令などに基づき明確化すること。

(例文：請求する事ができる期間は、雇用期間の末日までとし、雇用期間の更新に伴い、引き続き育児休業を取得する場合は、再度請求するものとする。)

(2) 休業取得による不利益が生じないようにすること。

2. 雇用の安定化と長期的なキャリア形成の支援

(1) 再任用の際に育児休業取得を理由とした不利益な扱いをしないこと。

(2) 会計年度任用職員の処遇改善を進め、安心して働き続けられる環境を整備すること。

3. 職場環境の整備と意識改革

(1) 会計年度任用職員を含む全職員に対し、妊娠・出産・育児に関する制度を周知徹底すること。

(2) 管理職を中心に、ワーク・ライフ・バランス推進のための研修を実施し、職場全体の意識改革を促すこと。

本決議を通じて、会計年度任用職員を含むすべての職員が、安心して子どもを産み育てながら働くことができる職場環境を実現することを強く求める。本決議の趣旨を踏まえ、速やかに具体的な施策の検討と実施を進めるよう要請する。

以上、決議する。